

議案第 17 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す

る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 行政職給料表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち<u>次の各号に掲げる者の給料月額</u>は、<u>同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	<p>別表第1 行政職給料表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、<u>その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）<u>を給料月額とする。</u></p>

(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の

959

(3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の

931

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、

(1) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の

965

(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の

936

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切

これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の

994

(2) 職務の級が4級から6級までである者 1,000分の

959

(3) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の

931

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の

給料月額は、同表に定める給料月額 (その職務の級が3級

り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

(1) 職務の級が4級から6級までである者 1,000分の

965

(2) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の

936

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号

給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの

である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者

1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給

まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2

(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給

まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2

級)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

級)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者
1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給
まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2
級)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の

これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額
とする。

(1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給
まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2
級)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級

給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の931

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級)で
ある者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの
(再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま

で)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

で)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級)で

ある者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま

で)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

別表第6 海事職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の
給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に
定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度に
おいて人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じ

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま

で)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

別表第6 海事職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級
以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え
て、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定め
る割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度におい

て得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

て人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

- (1) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の936

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号給	給料月額
1	<u>399,000円</u>
2	<u>461,000円</u>
3	<u>524,000円</u>
4	<u>610,000円</u>
5	<u>711,000円</u>
6	<u>812,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>385,000円</u>
2	<u>445,000円</u>
3	<u>506,000円</u>
4	<u>589,000円</u>
5	<u>686,000円</u>
6	<u>784,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究

員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。

号給	給料月額
1	329,000円
2	367,000円
3	396,000円

3～7 略

員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	318,000円
2	354,000円
3	382,000円

3～7 略

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)</p> <p>には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。</p> <p>以下同じ。)を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)</p> <p>には、次の給料表を適用する。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	376,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>363,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	363,000円
号給	給料月額								
1	376,000円								
号給	給料月額								
1	363,000円								

2	<u>426,000円</u>
3	<u>479,000円</u>
4	<u>545,000円</u>
5	<u>622,000円</u>
6	<u>728,000円</u>
7	<u>852,000円</u>

2～6 略

2	<u>411,000円</u>
3	<u>462,000円</u>
4	<u>526,000円</u>
5	<u>600,000円</u>
6	<u>703,000円</u>
7	<u>822,000円</u>

2～6 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

第1条～第6条 略

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。））には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

第1条～第6条 略

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの）にあっては、当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの）にあっては、当該額に1,000分の936

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級

又は2級であるもの（以下この条において「行政職2級以下

職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける

職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下こ

の条において同じ。）でその職務の級及び号給が行政職2級

以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの

1,000分の994

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級

から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級

（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会
が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に
50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100
円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）
に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除
く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料と
して支給する。

以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受
ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対
応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の
959

(3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級
から9級までであるもの(以下この条において「行政職6級
以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受
ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対
応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の
931

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及
び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対
するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の965

2及び3 略

第8条～第18条 略

2及び3 略

第8条～第18条 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="342 584 434 616">附 則</p> <p data-bbox="259 663 405 695">1～4 略</p> <p data-bbox="271 738 862 770">(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="259 818 1120 1391">5 前3項の規定の適用を受ける職員(切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にとっては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下こ</p>	<p data-bbox="1229 584 1321 616">附 則</p> <p data-bbox="1146 663 1292 695">1～4 略</p> <p data-bbox="1158 738 1749 770">(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1146 818 2007 1391">5 前3項の規定の適用を受ける職員(切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にとっては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下こ</p>

の項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあっては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあっては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

の項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6及び7 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。